

2 過去の不当な利益による顧客誘引事件

件名 措置年月日	内容
平成3年(勸)第20号 野村証券(株)に対する勧告審決 平成3年12月2日	顧客との取引関係を維持し、又は拡大するため、一部の顧客に対し、昭和62年から平成3年にかけて損失補填等を行っていた。
平成3年(勸)第21号 大和証券(株)に対する勧告審決 平成3年12月2日	
平成3年(勸)第22号 日興証券(株)に対する勧告審決 平成3年12月2日	
平成3年(勸)第23号 山一証券(株)に対する勧告審決 平成3年12月2日	

3 最近の事業者団体等への要請・申入れ一覧

要請・申入れ対象者 要請・申入れ年月日	内容
日本水先人会連合会及び国土交通省に対する要請 平成27年4月15日	<p>東京湾水先区水先人会及び伊勢三河湾水先区水先人会による構成事業者の機能又は活動の不当な制限事件において、日本水先人会連合会が、水先の引受けに関する事務要領の雛形に水先の利用者からの指名の制限につながる受付条件を規定し、水先人に示した行為は、東京湾水先区水先人会及び伊勢三河湾水先区水先人会の違反行為の一部の行為を誘発したものと認められることから、同連合会に対し、雛形を見直すとともに、今後、水先人会が違反行為と同様の行為を行うことのないように、全国の水先人会に対する指導方要請した。</p> <p>さらに、全国の水先人会を所管する国土交通省に対し、今後、水先人会が違反行為と同様の行為を行うことのないように、全国の水先人会を指導するよう要請を行った。</p>
全国農業協同組合連合会に対する申入れ 平成27年3月26日	<p>農業協同組合等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設の製造請負工事等の受注調整事件において、全国農業協同組合連合会の県本部の担当者が、特定の施工業者に対して受注者についての意向を示す等の行為を行い、また、補助金等の助成対象について、原</p>

要請・申入れ対象者 要請・申入れ年月日	内 容
	<p>則、競争入札等を実施しなければならないにもかかわらず、競争入札等を実施したかのように体裁を整えるための行為を行っていたことから、同連合会に対し、同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。</p>
<p>ホクレン農業協同組合連合会に対する申入れ 平成27年1月20日</p>	<p>北海道に所在する農業協同組合等が発注する低温空調設備工事の受注調整事件において、ホクレン農業協同組合連合会の担当者が、特定の工事業者に対して受注予定者についての意向を示す等の行為を行っていたことから、同連合会に対し、同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。</p>
<p>福井市農業協同組合及び福井県経済農業協同組合連合会に対する申入れ 平成27年1月16日</p>	<p>福井県経済農業協同組合連合会による私的独占事件において、福井市農業協同組合が、福井県実施の補助事業等により発注した工事の一部について、原則、指名競争入札により契約しなければならないにもかかわらず、入札等の方法によらずに既設業者に発注し、適正な入札を実施したかのように体裁を整えていたことから、同組合に対し、同様の行為を再び行わないよう申し入れた。また、福井県所在の農協が、同県実施の補助事業により発注した食味分析計の調達に係る入札について、原則、指名競争入札により契約しなければならないにもかかわらず、入札等の方法によらずに福井県経済農業協同組合連合会に発注し、適正な入札を実施したかのように体裁を整えていたところ、同連合会が、この行為に関与していたことから、同連合会に対し、同様の行為を再び行わないよう申し入れた。</p>
<p>山形県農業協同組合中央会及び全国農業協同組合連合会の山形本部に対する要請 平成26年9月11日</p>	<p>山形県庄内地区に所在する農業協同組合による価格カルテル事件（警告事件）において、山形県農業協同組合中央会の求めを受けてカルテルの疑いのある行為が行われたことから、同中央会に対し、会員による独占禁止法違反行為を誘発しないよう、指導等を行うに際しては、その趣旨・内容を明確にして行うよう要請した。また、全国農業協同組合連合会の山形県本部庄内統括事務所において、カルテルの疑いのある行為に係る会合が開催され、同事務所の職員が出席するなどしていたことから、同本部に対し、独占禁止法の周知徹底のための措置を講ずるよう要請した。</p>

要請・申入れ対象者 要請・申入れ年月日	内 容
東日本段ボール工業組合に対する 申入れ 平成26年6月19日	東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件において、東日本段ボール工業組合の会合の場を利用して販売価格に係る合意及び情報交換が行われ、会合に出席していた事務局は、価格に関する情報交換を取りやめさせるための措置を何ら講じなかったことを踏まえ、同組合に対し、同様の行為が行われないよう、再発防止のための措置を講じるよう申し入れた。

4 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年法律第五十四号）

【定義】

第二条 （略）

②～⑧ （略）

⑨ この法律において「不正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～五 （略）

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

イ～ロ（略）

ハ 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、または強制すること。

二～へ（略）

【不正な取引方法の禁止】

第十九条 事業者は、不正な取引方法を用いてはならない。

○ 不正な取引方法（抄）

（昭和五十七年公正取引委員会告示第十五号）

【不当な利益による顧客誘引】

9 正常な商慣習に照らして不当な利益をもって、競争者の顧客を自己と取引するように誘引すること。